

県南広域振興局長告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年3月21日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
菊池 幸治	いしどりや整骨院	花巻市石鳥谷町好地第8地割159番地	平成20年3月3日